

## (付記) 中間報告に対する各都道府県からの主な意見等

- 国の出先機関原則廃止の改革が単に「国と地方の権限の奪い合い」と受け取られることがないように、具体的な効果やメリットなどを国民に分かりやすく示していくことが重要。
- 事務の仕分けにあたっては、出先機関の個別事務だけに着目するだけでなく、医療・福祉制度など制度全体を見直し、国と地方が担うべき役割について十分検討する視座も必要。
- 「重点分野」の早期移管を求めるとともに、全国一律にこだわらない柔軟な移管を進め、早期に国民に分かりやすい成果を示すことが必要。
- 地方が政策立案から事業の実施までを一元的・主体的に担うため、国の出先機関の事務だけでなく、本省所管の企画立案事務も含め、パッケージで移管を求めることが必要。
- 国に残す事務として仕分けされている事務についても、法定受託事務制度を活用するなど地方移管の可能性を更に精査すべき。その上でなお国に残る事務については本省への移管を進めることにより、国の出先機関を廃止すべき。
- 検討対象の8府省15系統の出先機関に加え、財務局・財務事務所についても、廃止の方向で改革の対象とすべき。
- 出先機関改革を着実に進めるためには、地方分権改革推進委員会の勧告が移管の具体的なプロセスを明示しているように、現実的かつ具体的な主張を国に対して行うことが必要。まずは同委員会勧告の実施を目指すべき。
- 地方整備局など事業の実施が中心となる機関については、直轄事業のあり方、国と地方の分担、それに伴う財源移転（直轄事業負担金のあり方を含む）の方法を議論し、その結果によって出先機関のあり方を議論すべき。
- 地方移管と仕分けされている事務のうち一部のものについては、国が真に担う役割は何かとの観点から、地方移管の可能性について慎重に検討すべき。  
《意見のあった主な事務》
  - ・ 登記、供託等（司法制度と密接な関連）
  - ・ 健康保険組合、厚生年金基金等の指導監督（現在、制度改革を議論中）
  - ・ 労働基準行政（全国一律運用の必要性）
  - ・ 国立公園の保護および利用に関する規制
  - ・ 直轄河川の整備・管理、直轄砂防事業（特に国家的規模の治水対策等）

- 都道府県の区域を超え、広域での対応が必要な事務の受け入れに当たっては、具体的にその受入れの仕組みを提案することが必要。その際には、広域連合制度のあり方も含め、十分な検討を行うべき。
- 複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組みづくりなどの検討が必要。
- 国の出先機関改革は、国の行政改革という側面と国の権限の地方移管という側面を併せもつ課題。地方は国の行政改革のために国の出先機関改革が利用されないよう十分注意すべき。
- 人材移管の前提として、国における徹底的な行政改革の実施を強く求めるべき。また人材の移管に当たっては、その財源が確実に保証されることが必要。
- 事務権限の移管にあたっては、税財源の確保が何よりも重要であり、まず税財源の確保について、地方税財政改革の議論と並行しながらしっかりと議論すべき。
- 権限・財源の移管にあたっては、地域の実情を踏まえながら、地域間格差の更なる拡大につながらないように配慮が必要。
- 地方へ事務を移管する場合、基幹的な社会資本整備については、国の責任において地域間の格差を是正し、一定の水準を確保するという原則を踏まえるべき。
- 国の出先機関が直接地域の団体等に補助金を交付する仕組み（空飛ぶ補助金）が急速に増えている。国の出先機関の役割と空飛ぶ補助金の関係を整理することが必要。
- 出先機関改革に対する住民や市町村の理解が得られるよう努めることが重要。
- 国に対しては、対象機関、改革時期、方向等を明確にする工程表を早期に策定するよう求めるべき。